

第 1 章 総論

第1節 計画の目的及び性格

1. 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小郡市防災会議が作成する計画であり、本市の地域に係る防災対策に関し、効果的な実施及び災害による被害の軽減を図ることを目的として定めたものである。

（1）本市の地域に係る防災に関し、地域の関係団体が処理すべき事項

（2）本市の地域に係る防災施設の新設又は改良・点検整備・防災訓練・防災知識の普及等、災害予防に関する事項

（3）災害に関する予報又は警報の発令及び情報の収集及び伝達・避難・消火・水防・救難・その他の災害応急対策に関する事項

（4）本市の住民の生命・身体及び財産を災害から保護するために本市が行う事項

なお、この実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことが必要である。

そして、計画の実施に当たっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した防災活動を展開するとともに、その推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、男女双方の視点に配慮し女性の参画を拡大する。

2. 性格

この計画は、小郡市の地域に係わる防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び住民が総力を結集すべき事務、業務又は任務を含めた総合的かつ基本的な計画である。

第 2 節 用語

この計画において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基本法……………災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
- 2 救助法……………災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
- 3 防災計画……………災害対策基本法第 42 条に基づき、小郡市防災会議が作成する小郡市防災計画をいう。
- 4 県防災計画………災害対策基本法第 40 条に基づき、福岡県防災会議が作成する福岡県防災計画をいう。
- 5 災害対策本部……災害対策基本法第 23 条に基づき、設置する小郡市災害対策本部をいう。

第3節 本市の概要

1. 位置、面積

小郡市は、福岡県の南部、筑紫平野の北、佐賀県との県境に位置し、南東を大刀洗町、久留米市に、西は佐賀県、北東は、筑紫野市、筑前町にそれぞれ接している東西6km、南北12kmにわたる区域であり、総面積は45.5km²である。

2. 地形、地質

筑後川と宝満川が合流するデルタ地帯に位置し、市を南北に貫流する宝満川流域の中央平坦地と、東北台地及び西北丘陵地の3つに区分される。

東北の台地には標高130.6mの花立山があり、洪積層からなる標高20m前後の台地部、沖積層の河川流域平坦地にかけては、水稻作を中心に、鑑賞樹、畜産、花き園芸などの農産地帯である。

西北丘陵地帯は、標高20mから90mの滑らかな丘陵が連なり、ため池が点在している。

3. 気象

本市の気候を見ると、年平均気温は、16.6℃であるが、過去5年間の最高気温の平均は、36.8℃、最低気温の平均は、マイナス3.1℃と夏の暑さや冬の寒さはともに厳しく、当地域の気候区分は内陸型気候区に属している。

当地域の降水量は年間1,800mm程度で、冬期における降水量は少なく、6月から8月にかけて降水量が多く、1,050mm程度の雨をもたらす。

4. 社会的状況

人 口

本市の人口動向を国勢調査から見ると、昭和55年は41,057人であり、以後増加を続け平成22年は58,499人を記録している。

人口の年齢構成として、高齢者人口は昭和55年3,726人（総人口の9.1%）から平成22年の13,162人（総人口の22.5%）へと増加しており、今後長寿社会の定着により当面は、高齢者人口の増加傾向が続くものとみられる。

交 通

市域を九州自動車道と大分自動車道の二つの高速道路が通り、市内及び隣接地のインターチェンジにより、短時間で広範囲の都市との連絡が可能であり、また、市内を東西に走る国道500号を中心として、縦横に県道や市道などの生活道路が張り巡らされている。

鉄道は、西鉄天神大牟田線が市域を南北に貫き、小郡駅をはじめ7つの駅があり、東西に通じている甘木鉄道では5つの駅がある。県都福岡市へは鉄道で30分の距離にあり交通の便がよい都市である。

5. 建築物、危険物等の概要

平成21年7月現在における本市の建物棟数は、総数で19,600棟、このうち木造建築物は約66%に当たる13,020棟であり、木造建築物が多い地域は過密化と狭隘道路によって火災危険区域となっているところがある。

第4節 災害の特性

1. 既往災害事例

本市における風水害は、主に梅雨や台風による集中豪雨によって引き起こされている。

大きな被害を受けたものとしては、全壊家屋33棟、流失家屋2棟、床上浸水1,900棟となった昭和28年6月の筑後川の氾濫による大水害である。また、昭和38年には、宝満川沿いの集中豪雨により、秋光川が氾濫し、端間北側の堤防を襲い、一瞬のうちに堤防は壊れ端間の家々を次々に直撃し、全壊・半壊合せて十数棟に及び、8人もの犠牲者が出た大水害が発生したが、近年は、河川の改修、排水機場の整備などが進み大きな被害は発生していない。

また、台風は8月から9月にかけて多く襲来し、多量の雨風により大きな被害を与えている。近年では、平成3年の17号・19号で、多数の家屋等に被害を受けたが、大きな人的被害は受けなかった。

地震災害については、福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、平成17年3月20日に福岡県西方沖（福岡市の北西約30km）を震源とする最大震度6弱の地震（深さ9km、マグニチュード7.0）が発生した。

2. 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質等の自然条件に加え、人口、都市化の状況等社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、次の災害を想定し、これを基礎とした。

- 1 地震災害
- 2 台風による災害
- 3 集中豪雨等異常降雨による災害
- 4 大規模な火災
- 5 その他の災害

3. 風水害の想定

河川氾濫等による浸水災害は、過去の災害履歴が示すように、本市においては十分に留意すべき災害である。本市では、宝満川と筑後川について考慮する必要がある。

宝満川上流域の浸水想定区域に関しては、福岡県那珂県土整備事務所・久留米県土整備事務所・朝倉県土整備事務所において、宝満川下流域と筑後川については国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所による検討が行われており、次に示すような浸水区域が想定されている。

河川別の浸水想定区域指定状況

	浸水した場合に想定される水深				
	0.5m 未満	0.5～1.0m 未満	1.0～2.0m 未満	2.0～5.0m 未満	5.0m 以上
宝満川 上流域	○	○	○	○	—
宝満川 下流域	○	○	○	○	—
筑後川 本川単独	○	○	○	○	○

資料：筑後川河川事務所 筑後川水系宝満川想定区域図（筑後川、宝満川下流域）

福岡県那珂県土整備事務所、久留米県土整備事務所、朝倉県土整備事務所（宝満川上流域）

また、この浸水想定区域等は、河道の整備状況、ダムの洪水調節効果等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨であるおおむね150年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、宝満川又は筑後川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものである。

なお、このシミュレーションの実施に当たっては、支派川の氾濫、想定を超える降雨、高潮、内水による氾濫等は考慮していない。

宝満川と筑後川の氾濫による浸水シミュレーション結果から、本市の宝満川沿岸地域一帯が0.5～5.0m以上の範囲で浸水の可能性が指摘される結果となっている。宝満川単独よりも筑後川と宝満川複合シミュレーションでの浸水深が最も深くなる可能性が高くなっている。

特に、端間橋下流域では、広範囲にわたって浸水区域が指定されており、中でも赤川地区では浸水深度が5.0m以上になる可能性が指摘されている。市北部域の宝満川流域でも広範囲にわたり、0.5～5.0mの浸水深度が予測されている。

4. 地震災害の想定

福岡県では「地震に関する防災アセスメント調査」（平成24年3月）を実施しており、その報告書における想定地震は、次の9つである。

（1）活断層に着目して震源モデルを設定した想定地震

- ・小倉東断層北東部
- ・西山断層南東部
- ・西山断層全体
- ・警固断層南東部
- ・警固断層北西部
- ・水縄断層西部
- ・福智山断層北西部
- ・宇美断層南東部

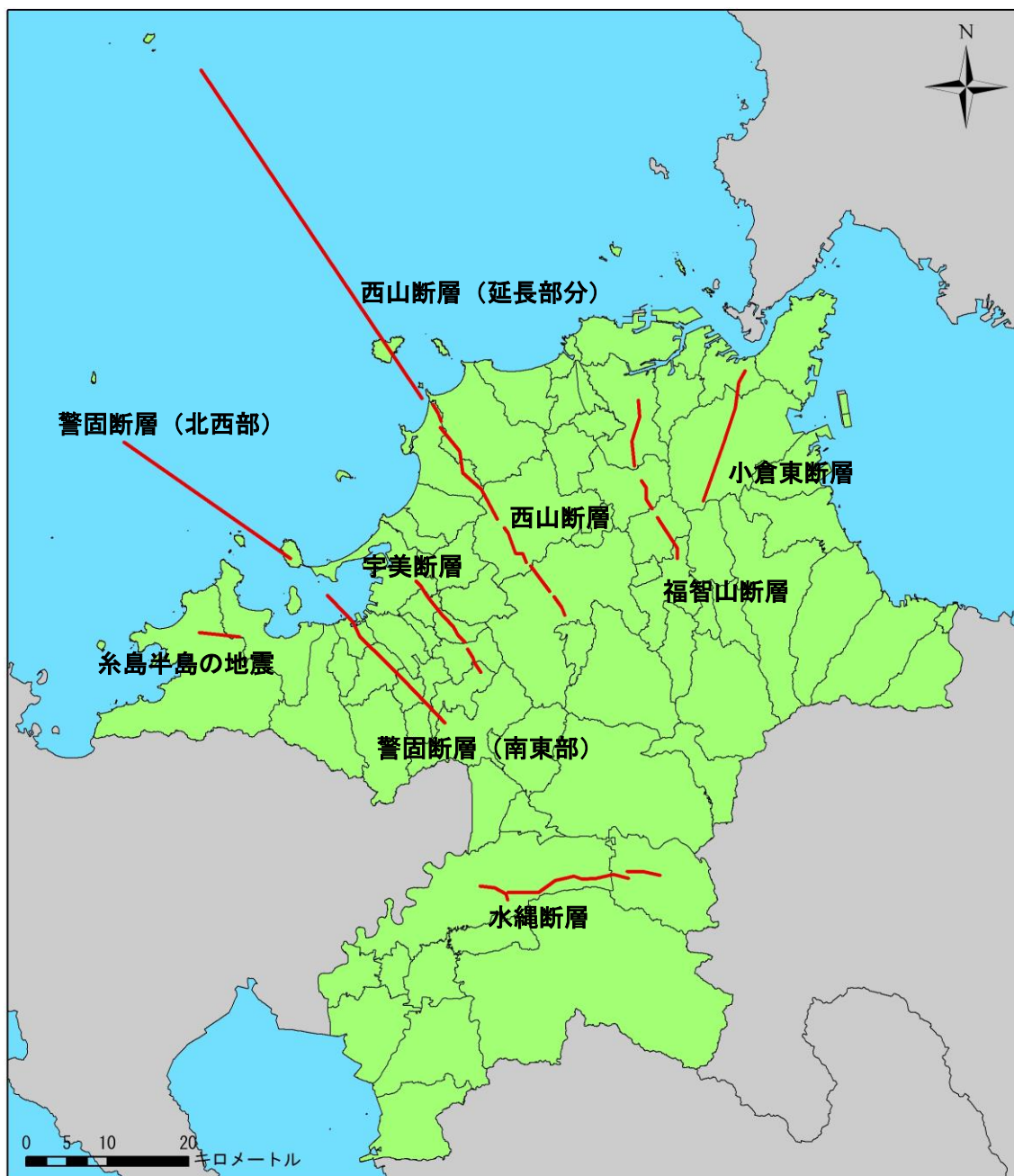
（2）既往地震を再現した想定地震

・糸島半島の地震

このうち、本市に最も影響を及ぼすと予測されるものは、水縄断層西部及び警固断層南東部の想定地震である。

以下、本節においては、これらを想定地震とする。

想定地震の震源断層の位置



資料：「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）」（平成 24 年度修正）

想定地震の震源断層パラメーター一覧

震源断層 パラメータ		小倉東 断層	福智山 断層	西山断層	西山断層 海上部へ の延長	警固断層 北西部	警固断層 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島 の地震
震源断層の長さ L (km)		6) 17	6) 20	9) 31	8) 80	9) 25	9) 27	9) 26	8) 18	1) 5
震源断層の幅 W (km)		2) 8.5	2) 10	9) 15	8) 15	9) 15	9) 15	9) 15	2) 9	2) 2.5
マグニチュー ド M		1) 6.9	1) 7.0	9) 7.3	1) 8.0	9) 7.0	9) 7.2	9) 7.2	8) 6.9	3) 6
震源断層 の深さ	上端	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	8) 2	5) 3
	d (km) 下端	8) 10.5	8) 12	7) 17	8) 17	8) 17	8) 17	8) 15	4) 11	8) 5.5
1) 松田（1975）； $\log L=0.6M-2.9$ 2) $W=L/2$ 3) 新編日本被害地震総覧（1987）より 4) 鹿児島県北西部地震（1997）を参考に、断層上端 5 km と仮定。断層下端は震源断層の幅（W）をプラスしたもの。 5) 糸島地震（1898）の際に地表に断層が現れなかったので基盤深さ+2 km と仮定 6) 新編日本の活断層（1991）より、一連と見なせる断層群を直線で近似した長さ 7) 九州大学理学研究院附属地震火山観測研究センター観測資料より 8) 福岡県による評価 9) 国（地震調査研究推進本部）による長期評価										

資料：「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）」（平成 24 年度修正）

【参考】福岡県に存在する活断層の国等における評価

現在、県内において存在が確認されている活断層は6つであり、それぞれの活断層の国等における評価は下表のとおりである。

活断層名	警固断層 (北西部)	警固断層 (南東部)	小倉東 断層	福智山 断層	西山 断層	水縄 断層	宇美 断層
断層の長さ(km)	(2) 25	(2) 27	(1) 17	(1) 20	(2) 31	(2) 26	(3) 18
マグニチュード	(2) 7.0	(2) 7.2	(4) 6.9	(4) 7.0	(2) 7.3	(2) 7.2	(3) 6.9
平均的な活動間隔	(2) 不明	(2) 3,100年～ 5,500年	(5) 8,500年	(5) 25,000年	(2) 不明	(2) 14,000年	(3) 15,000年 以下
最新の活動時期	(2) 2005年 福岡県西方 沖の地震	(2) 4,300年前 以後、 3,400年以 前	(5) 2,200年前	(5) 11,000年 前から数千 年遡る期間	(2) 12,000年 前以後、 概ね 2,000年前 以前	(2) 1,300年前 (679年筑 紫地震)	(3) 4,300年前 以降
今後30年以内に地震が発生する確率	(2) 不明	(2) 0.3～6%	(6) 0.005%	(6) 0.6%	(2) 不明	(2) ほぼ0%	(3) 不明
(1) 新編日本の活断層(1991)より、一連と見なせる断層群を直線で近似した長さ (2) 国(地震調査研究推進本部)による長期評価 (3) 福岡県による評価 (4) 松田(1975); $\log L = 0.6M - 2.9$ (5) 北九州市による評価 (6) 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図							

資料:「福岡県地域防災計画(地震・津波対策編)」(平成24年度修正)

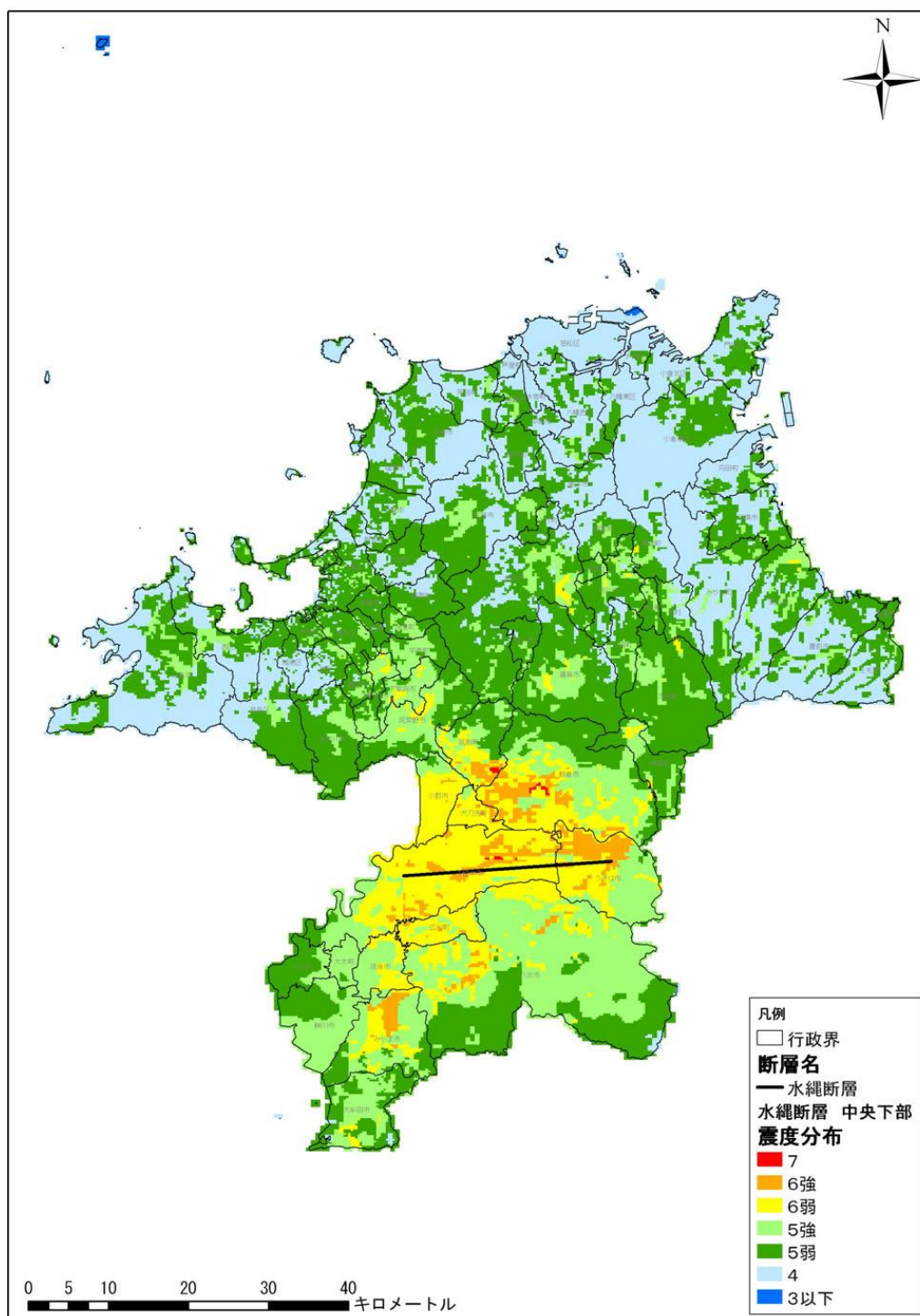
5. 想定結果

本市における水縄断層西部地震及び警固断層南東部地震の想定結果は、次のとおりである。

(1) 震度分布

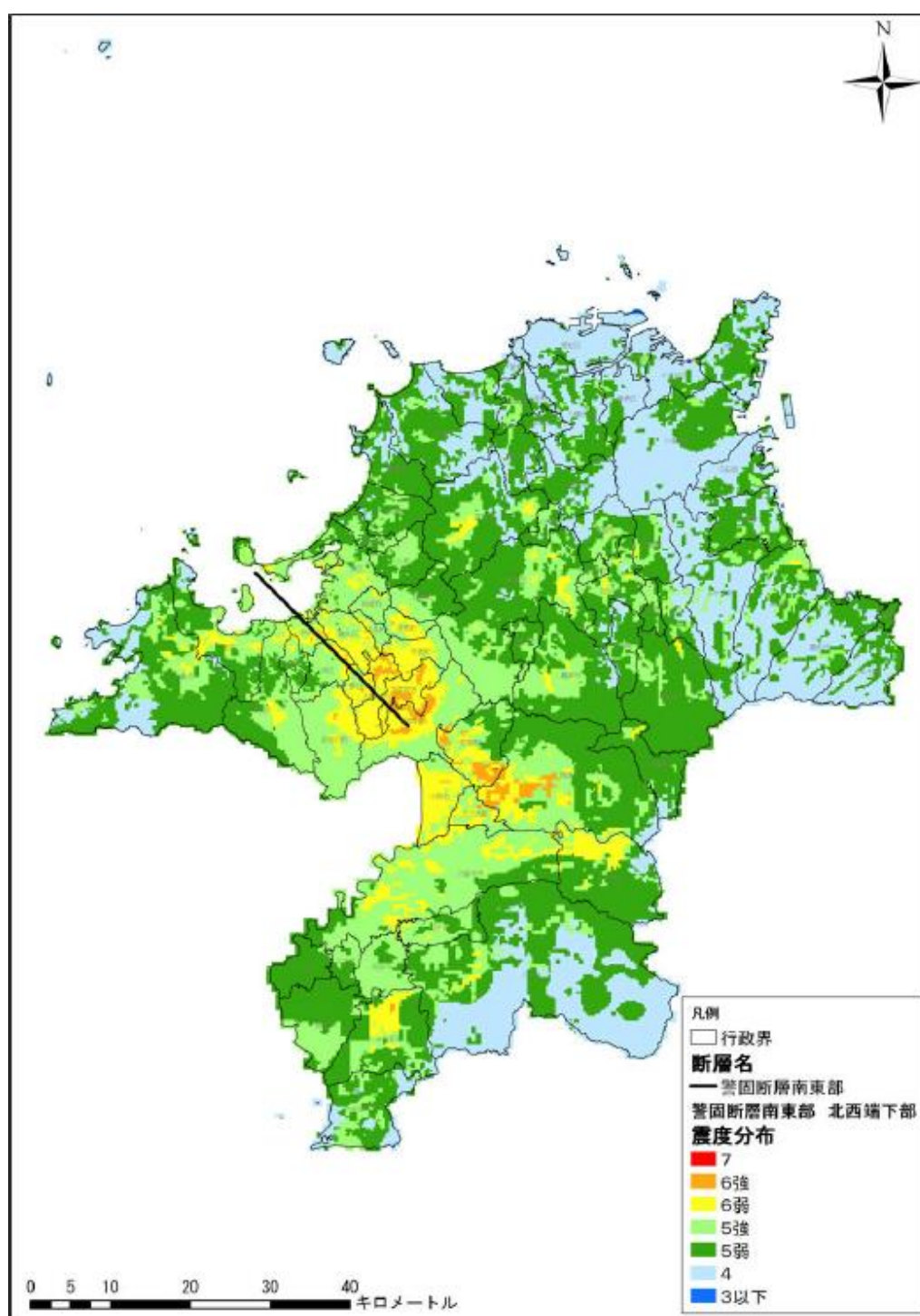
水縄断層西部地震及び警固断層南東部地震ともに、市域において、震度6強又は6弱の揺れがあると予測されている。

震度分布図 ー水縄断層（破損開始：中央下部）ー



資料：「福島県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）

震度分布図 ー 警固断層（南東部）（破壊開始：北西下部） ー

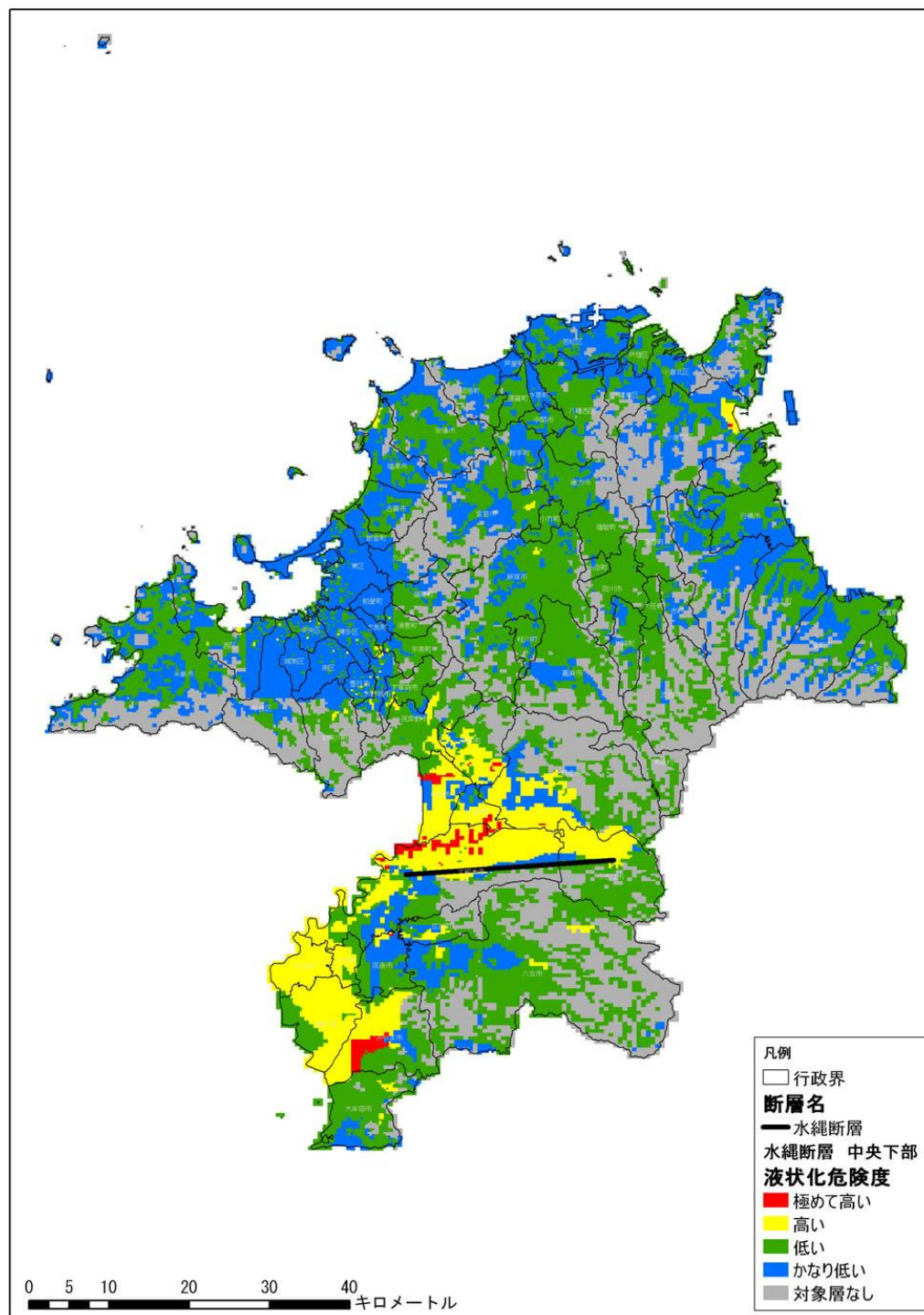


資料：「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月）

(2) 液状化

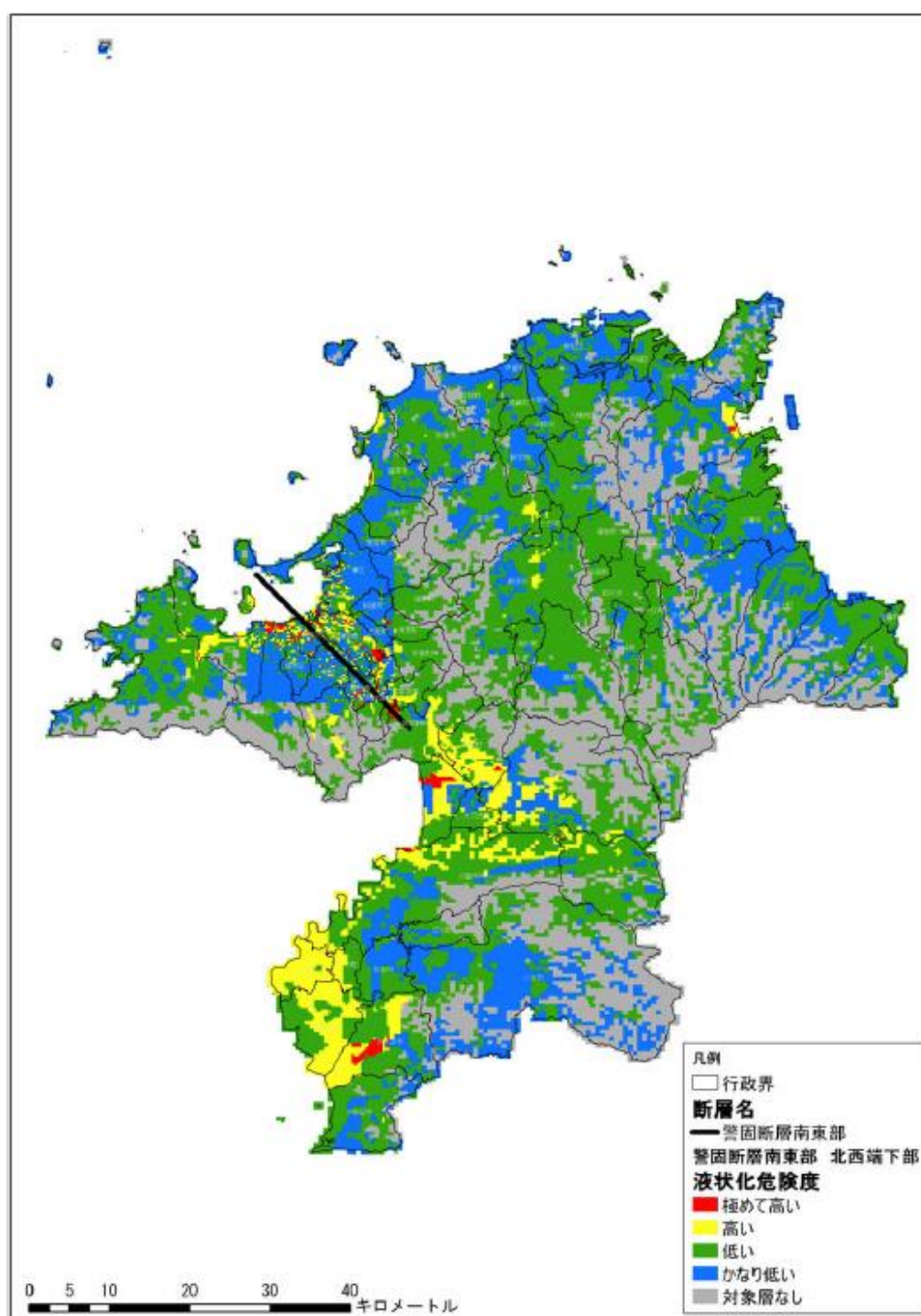
水縄断層西部地震及び警固断層南東部地震ともに、市内北東部から北西部にかけての乙隈・干潟・横隈及び三沢の一部において、液状化の危険性が高いと予測されている。

液状化危険度分布図 ー水縄断層（破損開始：中央下部）ー



資料：「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月）

液状化危険度分布図 ー 警固断層（南東部）（破壊開始：北西下部） ー



資料：「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成 24 年 3 月）

(3) 建物倒壊等

水縄断層西部地震では、建物の全壊436棟、半壊246棟と予測されている。警固断層南東部地震では、建物の全壊342棟、半壊207棟と予測されている。

(4) ライフライン等被害

水縄断層西部地震では、上水道管被害が121箇所、下水道管被害が28箇所、電力（電柱）被害が8本、電話（電話柱）被害が8本と予測されている。警固断層南東部地震では、上水道管被害が94箇所、下水道管被害が21箇所、電力（電柱）被害が7本、電話（電話柱）被害が7本と予測されている。

(5) 火災被害

水縄断層西部地震及び警固断層南東部地震ともに、市内で2件の炎上出火があるが、消防力により2件が消火されると予測されている。

(6) 人的被害

水縄断層西部地震では、死者25人、負傷者767人、要救出現場174箇所、要救出者153人、要後方医療搬送者77人、避難者910人と予測されている。また、要救援者予測では、食糧供給対象人口47,949人、給水対象世帯17,679世帯、生活物資供給対象人口910人となっている。警固断層南東部地震では、死者19人、負傷者663人、要救出現場137箇所、要救出者120人、要後方医療搬送者66人、避難者714人と予測されている。また、要救援者予測では、食糧供給対象人口39,009人、給水対象世帯14,383世帯、生活物資供給対象人口714人となっている。

(7) 交通施設被害

①道路被害

水縄断層西部地震では、九州自動車道が55箇所、大分自動車道が48箇所と予測されている。高速道路以外では、国道500号が3箇所、鳥栖朝倉線が3箇所、久留米筑紫野線が4箇所、久留米小郡線が3箇所と予測されている。警固断層南東部地震では、九州自動車道が46箇所、大分自動車道が23箇所と予測されている。高速道路以外では、国道500号が3箇所、鳥栖朝倉線が2箇所、久留米筑紫野線が4箇所、久留米小郡線が2箇所と予測されている。

②鉄道被害

水縄断層西部地震では、西鉄天神大牟田線が71箇所、甘木鉄道が13箇所と予測されている。警固断層南東部地震では、西鉄天神大牟田線が69箇所、甘木鉄道が13箇所と予測されている。

(8) 重要施設被害

水縄断層西部地震では、災害対策本部1箇所、警察・消防活動拠点1箇所、避難活動拠点24箇所、医療活動拠点3箇所が一部又は重大な制約を受けると予測されている。警固断層南東部地震では、災害対策本部1箇所、警察・消防活動拠点1箇所、避難活動拠点22箇所、医療活動拠点3箇所が一部又は重大な制約を受けると予測されている。

(9) 住民の生活支障

①居住の制約、食糧・飲料水の制約

水縄断層西部地震では、最大で 21,802 世帯が居住の制約、食糧・飲料水の制約を受けると予測されている。警固断層南東部地震では、最大で 17,800 世帯が居住の制約、最大で 17,737 世帯が食糧・飲料水の制約を受けると予測されている。

②電気の制約

水縄断層西部地震では最大で 2,239 世帯、警固断層南東部地震では最大で 2,137 世帯が電気の制約を受けると予測されている。

③情報通信の制約

水縄断層西部地震では最大で 170 世帯、警固断層南東部地震では最大で 149 世帯が情報通信の制約を受けると予測されている。

(10) エレベーター閉じ込め者数

現況の126台に対し、水縄断層西部地震では最大153人、警固断層南東部地震では最大147人がエレベーター内に閉じ込められる可能性があると予測されている。

(11) 帰宅困難者数

水縄断層西部地震及び警固断層南東部地震ともに、市内に足止めされる滞留者が6,406人、市内に帰宅できない帰宅困難者が14,492人と予測されている。

第5節 重点的に取り組むべき対策

災害に強い市を目指し、第4節「災害の特性」で示したような人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる都市基盤整備などを推進する。ただし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、様々な対策を組み合わせることによって、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

このようなハード対策に併せて、住民との迅速な防災情報の共有化や自主防災活動の促進及び効果的な応急対策のための事前対策の推進等のソフト対策等を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図るとともに、とりわけ本市においては、本市の特性を考慮し、より実践的な防災対策を行うため、重点的な課題に取り組み、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

1. 地域の防災力を向上させるための自主防災活動の展開

地域の防災力を向上させるため、住民、地域コミュニティ及び企業等が防災意識を持ち、災害に対する「備え」を実践する必要がある。

- (1) 住民の防災意識の高揚・地震防災上の必要な教育及び広報の推進
- (2) 地域・企業の防災力の向上

2. 地域特性を考慮した防災対策の確立

被災による経済的機能を麻痺させないための対策に取り組む必要がある。また、都市型防災対策の取り組みや人的被害の軽減を図る必要がある。

- (1) 経済拠点機能維持のための対策の推進
- (2) 都市型防災対策の推進

3. 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時においては、災害時優先電話の途絶なども考えられることから、適切な負傷者搬送のための救急隊と医療機関との間の通信や市等による被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないように、多様な通信手段の確保や情報の収集・伝達体制の充実強化を図る必要がある。

また、災害に関する各種調査研究を実施している大学や学会などには、災害対策上の多くの知見の蓄積がある。これらの知見について、防災対策に有効活用されるよう、大学や学会等と行政との連携体制を構築する必要がある。

- (1) 適切な医療供給体制の構築
- (2) 地域の災害情報の把握・伝達体制の充実強化
- (3) 大学・学会・防災研究機関等と行政の連携の強化

4. 建築物等の耐震化の推進

地震発生時に死傷者が発生する主な要因は住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、住宅の耐震化に取り組む必要がある。また、公共施設が被災しては、災害対応に支障をきたすことになるため、公共施設の耐震化に取り組む必要がある。

さらに、水道、電気、ガスなどのライフラインの被災により、住民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響が及ぶことも予想されるため、ライフライン施設について耐震化に取り組む必要がある。

(1) 住宅、公共施設等の耐震化の推進

(2) ライフライン施設の耐震化の推進

5. 高齢化社会などに対応した防災体制の確立

地震発生時には高齢者などの避難行動要支援者が犠牲となるケースが多いため、避難行動要支援者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導體制の強化など、防災体制を確立させる必要がある。

(1) 高齢者などの避難行動要支援者対策の充実

6. 学校における防災教育推進

災害は突然に、しかも想定外のことが起こる可能性があるという認識のもと、強い危機感を持ち、自らの判断で行動できる児童・生徒の育成に努める必要がある。

(1) 防災に関する知識の習得

(2) 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

(3) 防災管理・組織活動の充実・徹底

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

1. 市、県、一部事務組合

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
小郡市	(災害予防対策) ①市防災会議に係る事務 ②小郡市災害対策本部等防災対策組織の整備 ③防災施設の整備 ④防災に係る教育、訓練 ⑤県及び防災関係機関との連絡調整 ⑥防災に必要な資機材等の整備、備蓄 ⑦生活必需品、応急食糧等の備蓄 ⑧給水体制の整備 ⑨管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導 ⑩災害危険箇所の把握 ⑪各種災害予防事業の推進 ⑫防災知識の普及 ⑬避難行動要支援者の安全確保 ⑭企業等の防災対策の促進 ⑮災害ボランティアの受け入れ体制の整備 ⑯帰宅困難者対策の推進 (災害応急対策) ①水防、消防等応急対策 ②災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ③避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設 ④災害時における文教、保健衛生 ⑤災害広報 ⑥被災者の救難、救助その他の保護 ⑦復旧資機材の確保 ⑧災害対策要員の確保・動員 ⑨災害時における交通、輸送の確保 ⑩被災建築物の応急危険度判定の実施 ⑪防災関係機関が実施する災害対策の調整 ⑫災害ボランティアの活動支援 ⑬市所管施設の被災状況調査 (災害復旧) ①公共土木施設、農地及び農業用施設等の災害復旧及び改良 ②災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付等 ③被災者生活再建支援制度に係る事務 ④市民税等公的徴収金の猶予、減免措置 ⑤義援金品の受領、配分
三井水道企業団	①給水体制の整備
小郡市消防団	(災害予防対策) ①団員の能力の維持・向上 ②市及び久留米広域消防本部が行う防災対策への協力 (災害応急対策) ①消防活動 ②救助救急活動

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	③避難活動 ④行方不明者の捜索 ⑤市及び久留米広域消防本部が行う防災対策への協力
久留米広域消防本部 (三井消防署)	(災害予防対策) ①消防用施設等の整備 ②火災予防に係る教育、訓練 ③防災関係機関との連絡調整 ④防災に必要な資機材等の整備、備蓄 ⑤各種火災予防事業の推進 ⑥危険物施設等に係る予防対策 ⑦応急救護の知識等に係る指導 (災害応急対策) ①消防等応急対策 ②災害情報の収集・伝達及び被害調査 ③避難者の誘導 ④被災者の救助その他の保護 ⑤復旧資機材の確保 ⑥災害対策要員の確保・動員 ⑦防災関係機関が実施する災害対策の調整 ⑧危険物施設等に係る応急対策
福岡県小郡警察署	(災害予防対策) ①災害警備計画 ②警察通信確保 ③関係機関との連絡協調 ④災害装備資機材の整備 ⑤危険物等の保安確保に必要な指導、助言 ⑥防災知識の普及 (災害応急対策) ①災害情報の収集及び伝達 ②被害実態の把握 ③被災者の救出及び負傷者等の救護 ④行方不明者の調査 ⑤危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導 ⑥不法事案等の予防及び取締り ⑦被災地、避難場所、重要施設等の警戒 ⑧避難路及び緊急交通路の確保 ⑨交通の混乱の防止及び交通秩序の確保 ⑩広報活動 ⑪死体の見分・検視

2. 指定地方行政機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
九州農政局	(災害予防対策) ①米穀の備蓄 ②防災体制の指導及び農地防災事業の推進 ③農地保全施設の管理体制の強化、指導 (災害応急対策)

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	①応急用食糧の調達・供給 ②農業関係被害の調査・報告 ③災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等 ④種子及び飼料の調達・供給 (災害復旧) ①被害農業者等に対する融資等 ②農地・施設の復旧対策の指導及び復旧事業費の査定 ③土地改良機械の緊急貸付 ④被害農林業者等に対する災害融資 ⑤技術者の応援派遣等 (九州農政局福岡地域センター) ①災害時における政府所有米穀の供給の支援
福岡管区気象台	(災害予防対策) ①地震・気象状況に関する観測施設の整備 ②地震・防災気象知識の普及 ③緊急地震速報及び地震情報の発表伝達 (災害応急対策) ①緊急地震速報及び地震情報の発表伝達 ②二次災害防止のため、気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）・水象に関する警報・注意報及び情報の発表・伝達 ③災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料の提供
九州森林管理局	(災害予防対策) ①国有保安林・治山施設の整備 ②林野火災予防体制の整備 (災害復旧) ①復旧対策用材の供給
九州地方整備局 (筑後川河川事務所)	国土交通省が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置を取る。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。 (災害予防対策) ①気象観測通報についての協力 ②防災上必要な教育及び訓練等 ③防災資機材の備蓄、整備 ④雨量、水位等の観測体制の整備 ⑤道路、橋梁等の耐震性の向上 ⑥水防警報等の発表及び伝達 (災害応急対策) ①洪水予警報の発表及び伝達 ②水防活動の指導 ③災害時における交通規制及び輸送の確保 ④災害広報 ⑤緊急物資及び人員輸送活動 ⑥監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供 ⑦災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与 ⑧国土交通省所管施設の被災状況調査 ⑨通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン）

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	確保) ⑩市その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力 (災害復旧) ①被災公共土木施設の復旧事業の推進
九州厚生局	①災害状況の情報収集、通報 ②関係職員の現地派遣 ③関係機関との連絡調整

3. 自衛隊

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (小郡駐屯地)	(災害予防対策) ①災害派遣計画の作成 ②地域防災計画に係る訓練の参加協力 (災害応急対策) ①災害派遣による市、その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力

4. 指定公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社(福岡支店)・NTTコミュニケーションズ株式会社・株式会社NTTドコモ(九州支社)・KDDI株式会社	(災害予防対策) ①電気通信設備の整備と防災管理 ②応急復旧用通信施設の整備 (災害応急対策) ①気象警報の伝達 ②災害時における重要通信の確保 ③災害関係電報、電話料金の減免
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害予防対策) ①災害医療体制の整備 ②災害医療用薬品等の備蓄 (災害応急対策) ①災害時における医療助産等の実施 ②避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力
日本放送協会 (福岡放送局)	(災害予防対策) ①防災知識の普及 ②災害時における放送の確保対策 (災害応急対策) ①気象・地象予警報等の放送周知 ②避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保 ③社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力 ④災害時における広報 (災害復旧) ①被災放送施設の復旧事業の推進
西日本高速道路株式会社	(災害予防対策) ①管理道路の整備と防災管理

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(九州支社・久留米高速道路事務所)	(災害応急対策) ①管理道路の疎通の確保 (災害復旧) ①被災道路の復旧事業の推進
日本通運株式会社 (福岡支店)	(災害予防対策) ①緊急輸送体制の整備 (災害応急対策) ①災害時における救助物資等の緊急輸送の協力 (災害復旧) ①復旧資材等の輸送協力
九州電力株式会社 (甘木営業所)	(災害予防対策) ①電力施設の整備と防災管理 (災害応急対策) ①災害時における電力の供給確保 (災害復旧) ①被災電力施設の復旧事業の推進
日本郵便株式会社 (九州支社)	(災害応急対策) ①災害時における郵便事業運営の確保 ②災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策並びにその窓口業務の確保

5. 指定地方公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本鉄道株式会社	(災害予防対策) ①鉄道施設の防災管理 ②輸送施設の設備等安全輸送の確保 ③災害時における緊急輸送体制の整備 (災害応急対策) ①災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送 ②災害時における鉄道通信施設の利用 (災害復旧) ①被災鉄道施設の復旧事業の推進
福岡県医師会	(災害予防対策)・(災害応急対策) ①災害時における医療救護の活動 ②負傷者に対する医療活動
西日本新聞社・朝日新聞西部本社・毎日新聞西部本社・読売新聞西部本社・時事通信福岡支社・共同通信社福岡支社 RKB毎日放送株式会社・株式会社テレビ西日本・九州朝日放送株式会社・株式会社福岡	(災害予防対策) ①防災知識の普及 ②災害時における報道・放送の確保対策 (災害応急対策) ①気象・地象予警報等の報道・放送周知 ②避難所等の受信機の貸与 ③社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力 ④災害時における広報 (災害復旧) ①被災報道・放送施設の復旧事業の推進

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
放送・株式会社エフエム福岡・株式会社TVQ九州放送・株式会社CROSS FM・ラプエフエム国際放送株式会社	

6. 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
みい農業協同組合	(災害応急対策) ①被災組合員に対する融資又はその斡旋 ②農作物の災害応急対策の指導 ③共同利用施設の災害対策及び復旧 ④救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 ⑤被害状況調査及び応急対策への協力
小郡市商工会	(災害応急対策) ①被災組合員に対する融資又はその斡旋 ②救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋 ③被災会員の被害状況調査についての協力
小郡市環境保全協議会 小郡市建設業協会 (有)重松産業	(災害予防対策) ①道路、橋梁の災害復旧体制検討への協力 (災害応急対策) ①救出活動等における重機、車両の協力 ②道路、橋梁等の災害復旧への協力 ③応急仮設住宅の建設等への協力
小郡三井医師会	(災害予防対策)・(災害応急対策) ①災害時における医療救護の活動 ②負傷者に対する医療活動
小郡三井歯科医師会	(災害応急対策) ①歯科医療活動
久留米三井薬剤師会	(災害応急対策) ①医薬品の調達、供給
小郡市社会福祉協議会	(災害予防対策) ①在宅要支援者対策 ②市が行う災害対策への協力 (災害応急対策) ①市災害ボランティアセンターの設置・運営 ②在宅要支援者の応急対策 ③被災者の保護及び救援物資の支給 ④その他市が行う避難及び応急対策への協力 ⑤被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
市立小中学校・幼稚園・保育所	(災害予防対策) ①避難体制の整備及び避難訓練の実施 (災害応急対策) ①災害時における園児・児童・生徒の保護及び誘導 ②市が実施する災害応急対策への協力

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	③避難所の管理・運営、炊き出し等への協力
避難行動要支援者関連施設	(災害予防対策) ①避難体制の整備及び避難訓練の実施 (災害応急対策) ①災害時における入所者の保護及び誘導 ②市が実施する災害応急対策への協力 ③在宅要支援者の緊急入所、炊き出し等への協力

第7節 住民及び企業等の基本的責務

住民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日頃から自主的に災害等に備えるものとする。また、災害時には自主的な総合救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

企業等は、従業員や顧客・来場者の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

第8節 災害に関する調査研究の推進

1. 防災関係機関の調査研究

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ、総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因の調査、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調査研究の継続的な実施又は推進を行い、その成果を積極的に防災対策に取り込み、その充実を図る。

2. 大学・学会・防災研究機関等との連携

1. に示すように、震災対策の推進に当たっては、震災及び地震防災に関する調査研究を行う大学等との連携が重要であり、特に大規模地震による被害の甚大性等に鑑みれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

具体的には、市は、理学的研究としての地震学や地震動が構造物に与える影響、耐震設計、構造の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、震災時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、地震による被害の軽減を図るための震災及び地震防災に関する調査研究を一層総合的に推進し、大学等との連携を図るとともに、その体制の構築に努める。

3. 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。